

■緊急事態宣言期間延長の発表を受けての施設営業について

新型コロナウイルスの感染拡大を背景に令和2年5月6日を期限に「新型インフルエンザ等対策特別措置法」に基づく緊急事態宣言が発出されておりましたが、5月31日までの期間延長が発表されました。

結婚式場は使用停止の要請対象とはなっておりませんが従前より、お客様、参列者様そして弊社スタッフの安全と健康を最優先して自主的に弊社施設の営業を自粛しておりました。今般の緊急事態宣言の期間延長を受けて、5月31日まで施設の休館日を増やし、営業時間を短縮して対応致します。挙式・披露宴を控えるお客様とのお打ち合わせや、結婚式のご相談については電話やオンラインなどを中心に可能な限り、リモート機能等を用いて感染防止に努めながら、支障のないよう対応してまいります。

【期間について】

2020年5月7日（木）～2020年5月31日（日）迄

※新型コロナウイルス感染症の拡大の状況、政府・自治体からの要請などにより変更の可能性がございます

【お問合せについて】

問合せ電話：022-358-0035（営業時間：11:00～18:00 ※火曜水曜木曜は除く）

問合せメール：info@fountain-hills.cc

※ご返信にはお時間を頂く場合がございます。予めご了承くださいませ。

※金曜日～月曜日迄、短縮時間で対応致します。

ご不便をおかけいたしますが、何卒よろしくお願い申し上げます。